

平成28年度小松島市事務事業評価シート

■事業の位置づけ（基本事項）				整理番号	6 - 3 - 5
事務事業名	生活保護事業			担当課係	生活福祉課
総合計画上の位置付け	大項目	2. 「安心」のまちづくり		記入担当者	
	中項目	①その人がその人らしく住める地域社会		内線等	
	小項目	3. 援護活動の充実と生活自立等への支援		E-mail	
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）			事業区分	経常事業
事業予算費目	款	3	民生費	項	4
	目	2	扶助費	事業	1
開始年度	昭和25	年度	根拠法令・要綱等	生活保護法、同施行令等	

■事務事業の概要（実施内容）	
事業の対象	（誰の、何のために事業を実施するのか） 生活保護を受給している方及び生活保護の申請された方。
事業の目的 （意図）	（事業実施によってどういう状態にしたいのか） 生活保護関係法令等に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。
事業の内容 （内容・手法等）	（どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか） 保護申請受付後、金融機関や保険会社等への調査、扶養義務者への扶養折衝を行い、ケース検討会議において保護の要否、程度を決定する。また保護開始後は援助方針を定め、各ケースの世帯構成等の状況に応じ、世帯の自立に向けて可能な限り支援・援助等を行う。
事業の背景 （経緯等）	（事業開始の背景やこれまでの経緯） 生活保護法施行以降、保護の実施機関として事業運営を行っている。

■事務事業の業績・推移（目標・実績）

成果指標	指標名			指標の説明				指標化できない成果
	生活保護世帯・受給人員（月平均）			生活保護受給世帯及び人員の動向（月平均）				
	単位	H27	H28	H29	H30	目標年度 目標値		
世帯・人	目標						目標及び達成度について、生活保護世帯・受給人員数は、社会情勢等により大きく変化するため、設定できない。 なお、前年度平均より平成27年度は、7世帯、34人減、平成28年度は、19世帯、47人減。	
	実績	604世帯 817人	585世帯 770人					
	達成度							
活動実績・参考となる指標	指標名		単位	H27	H28	H29	H30	指標の説明
	生活扶助費	計画	千円	425,324	425,282	408,282		衣食の他、日常生活を満たすのに必要な費用。
		実績		419,076	393,662			
	住宅扶助費	計画	千円	109,099	109,178	109,491		住居、その他住宅の維持等に関する費用。
		実績		109,490	105,987			
	医療扶助費	計画	千円	644,389	643,071	640,071		診察・治療・薬剤・治療材料等に関する費用。
		実績		617,061	608,985			
	教育・介護・その他扶助費・国庫負担金精算返納金等	計画	千円	46,188	83,449	49,856		義務教育、介護、その他扶助費、国庫負担金精算返納金等に関する費用。
		実績		43,917	76,642			

■事務事業に係るコストの業績（目標・実績）

（単位：円）

		27年度決算	28年度決算	28年度予算	29年度予算		
全体コスト（円）	関連事業費	A 直接事業費	1,189,544,491	1,185,276,340	1,260,980,000	1,207,700,000	
		財源内訳	国庫支出金	953,710,539	890,792,885		
			地方債				
			利用者負担	6,871,654	11,707,434		
			一般財源	228,962,298	282,776,021		
		B 人件費 ①×②	39,135,488	38,927,854			
		職員平均人件費①	5,590,784	5,561,122			
		従事した割合②/人	7.00	7.00			
		A + B	1,228,679,979	1,224,204,194			
		単位コスト	活動指標の説明	保護人員 817名	保護人員 770名		備考
活動指標 1 単位当たりコスト		1,503,892	1,589,875		平成27年4月1日現在 人口39,866人 平成28年4月1日現在 人口39,358人		
市民一人あたりのコスト		30,820	31,104				

■事業を取り巻く環境

国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測) 全国的には社会情勢の影響等により、生活保護受給世帯は、高齢者世帯が増加、高齢者世帯を除く世帯は減少し、世帯数全体では平成29年3月に約164万1千世帯と前年同月の約163万5千世帯より約6千世帯増加している。
事業に対する住民の意見	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 議会からは、本事業について「生活困窮者にとって必要な社会保障制度であり、今後も社会状況の変化で対象者の増加も予想される。適正な受給はもちろんだが、被保護世帯の現状・実態を把握することが重要である。また、自立に向け、関係機関と連携し、受給者自立支援を積極的に行うべきである。」とし「改善・効率化し継続」との評価をいただいた。

■項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果 (該当にチェック)	判断理由・評価コメント (具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	<input type="radio"/> ① 必要性が高い	日本国憲法第25条に規定する理念に基づくもので、生活保護法では、最低限度の生活を保障するとともに、保護受給者の自立を助長していくことを目的とし、生活困窮者に対する最後のセーフティネットであるため、必要性が非常に高い。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば必要性がある	
	<input type="radio"/> ③ 必要性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必要性がない	
妥当性 (市で行わなければならないか)	<input type="radio"/> ① 市が行わないといけない	国からの法定受託事務として、市が施行事務を行わなければならない。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば市で実施	
	<input type="radio"/> ③ 必然性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必然性がない	
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	<input type="radio"/> ① 効率的である	生活保護法、保護の実施要領等により事業実施している。また、生活保護法の規定により都道府県が行う施行事務監査を毎年受けており、適正な事務を行うように努めている。しかしながら、医療扶助費が本事業費の約53%を占めていること等から、さらなる適正化を進めることで効率性を高めることは必要である。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば効率的	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば非効率的	
	<input type="radio"/> ④ 非効率的	
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	<input type="radio"/> ① 緊急性が高い	保護の申請のあった日より、保護の要否等の決定は14日以内に行うことが原則である。また急迫と考えられる要保護者は職権による保護の開始をしなければならない。
	<input type="radio"/> ② 比較的緊急性がある	
	<input type="radio"/> ③ 緊急性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 緊急性はない	
成果 (目的の達成状況)	<input type="radio"/> ① 成果が上がっている	最低限度の生活を保障するとともに、経済的・社会的・日常的な自立を助長することが目的とされているが、様々な阻害要因もあることから、自立までには時間を要している世帯もある一方、就労や年金受給等の他法他施策の活用等での世帯の保護からの自立や収入増による保護費の低減等もある。このことから成果はどちらかといえば上がっていると考えている。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば上がっている	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば上がっていない	
	<input type="radio"/> ④ 成果は上がっていない	
今後の課題	本市において平成28年度の生活保護受給世帯数・受給者数は前年度よりともに減少している。また、扶助費の中で約53%を占める医療扶助費については、レセプト点検の強化により、引き続き頻回・重複受診者や向精神薬の不適切な受診行動者に対する適正な受診指導、ジェネリック医薬品の利用促進について徹底することで適正化に努める。	

■一次評価 (評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

評価	2	1 拡 充 す る	80 点 以上	評価点による判定	判定に至った理由	本事業は、国民の最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットとして、また自立を助長することを目的としており、これからも継続して事業を行う必要がある。そのためにも、世帯の状況に応じた支援・援助が重要となってくる。		
		2 現状のまま継続する	60～79点					
		3 改善・効率化し継続	40～59点				評価点	66
		4 終期設定し終了	20～39点				2	
		5 完了・休止・廃止	19点以下					

■改善・効率化の方向性 ※一次評価の判定が3の時は、必ず記入すること。

【具体的な改善等取組内容 (方向性・対象・手段等について記述)】

■二次評価 (所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

評価	2	1 拡 充 す る	判定説明	生活保護制度は、生活に困窮した人の最低生活の保障と自立を助長する最後のセーフティネットとして、必要な制度である。今後も事業を適正に継続していくことが重要であるとする。
		2 現状のまま継続する		
		3 改善・効率化し継続		
		4 終期設定し終了		
		5 完了・休止・廃止		